



公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル（かでの2・7）5階

TEL：011-251-6408（事務局） FAX：011-271-5068

HP：<http://www.counseling.or.jp>

関係各位

平成27年11月18日発信

「犯罪被害者週間」の広報活動



平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められております。

私たち北海道被害者相談室も全国被害者支援ネットワークの一員として、期間中に集中的な啓発事業等の実施を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めることを目的とするものです。

北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室では犯罪被害者週間に向けた取り組みとして北海道警察本部犯罪被害者支援室を通じて各警察署に配布される当相談室のパンフレットを犯罪被害者支援室に訪問し手渡しました。今後も、より多くの方々に当相談室の活動を周知していただくため広報啓発活動を続けて参ります。



<実施内容>

「犯罪被害者週間」啓蒙啓発広報活動

日時：平成27年11月27日（金）

場所：JR札幌駅西口コンコース（12:00～13:00）

すすきの交差点（17:30～18:30）

後援：北海道、北海道警察、札幌市、札幌弁護士会

協力：札幌中央警察署、札幌高等検察庁、札幌地方検察庁、法テラス札幌、北海道警友会、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、交通事故被害者の会、日本ガーディアン・エンジェルズ札幌支部

内容：広報用のカードを入れたポケットティッシュを通行中の市民に対して配布し犯罪被害者週間の広報を行います。また、すすきの交差点では、被害者支援のための街頭募金活動も実施いたします。



<本件に関するお問い合わせ>

北海道被害者相談室（担当：田畑・多津美）

TEL：011-251-6408 FAX：011-271-5068